

が記入箇所です。

記入方法

MU-R	三重大学様式	MU-R-6.1.2-1
頁	制定日 平成19年2月21日	頁版数
	平成30年12月1日	第〇版

様式1 環境影響調査票 MU-R-6.1.2-1 (各部局用)

記入してください。

記入してください。

記入してください。

ユニット名 (講座名)	国際環境教育研究センター	部局名・学部名	国際環境教育研究センター	eメール	****@**mieu-ac.jp	2020年 月 日 作成
		担当者名	*****	内線番号	9223	

1. 貴ユニットの主な業務を選択しから選び、関連する右の各項目 (主なもの3つまで) に〇を入れて下さい。

主な活動	物品の調達の有無	使用物品の有無	廃棄物の有無	有益な影響 (左の欄記入で自動チェック)
事務業務等	事務用品 (紙・インキ等) あり	エアコン	一般ごみ	研究の実施 <input checked="" type="checkbox"/>
(選択肢)	その他	冷蔵庫・冷凍庫		社会貢献の実施 <input checked="" type="checkbox"/>
教育	調達・購入はなし	使用物なし	廃棄・排出物なし	蓄電池等の廃棄
研究	事務用品 (紙・インキ等) あり	エアコン	一般ごみ	家電製品 (冷蔵庫、テレビ等)
教育と研究	事務機 (印刷機等) あり	冷蔵庫・冷凍庫	産業廃棄物	その他
社会貢献	実験機器あり	ドラフトチャンパー	特別管理廃棄物	
事務業務等	実験試薬あり	プレス・せん断機	実験廃液	
その他	建設工事	破砕機、摩砕機等	PC関連の廃棄	
	その他	その他		

該当する項目を選択してください。

2. 貴ユニットで使用するエネルギーに〇を入れて下さい。

電力	<input checked="" type="checkbox"/>	A重油	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン	軽油	その他 ( )
----	-------------------------------------	-----	------	--------	----	------	----	---------

該当する項目をすべて選択してください。

3. 貴ユニットで各エネルギーが使用している機器の台数を記入して下さい。

電力	5	A重油	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン	軽油	その他 ( )
----	---	-----	------	--------	----	------	----	---------

(照明機器は除く)

該当する項目について台数を選択してください。

4. 貴ユニット内で各エネルギーが主に使用している機器の上位3つを記入して下さい。(指標: kWhと使用時間を考慮する)

エネルギー	機器名	台数	機器名	台数
電力 (照明機器は除く)	PC			
	コピー機			
	電気ポット			
都市ガス				
灯油				

例えば、薬品保管用の冷蔵庫、実験用ドラフトチャンパー、印刷機、コピー機などで用量に関係なく、台数を記入ください。

該当するすべてに、数字(箱数)を記入してください

5. 貴ユニットの紙の購入量を記入して下さい。(単位: 箱数) ※A4: 1箱2,500枚 A3: 1箱1,500枚 角2封筒: 1箱500枚 長形3封筒: 1箱500枚

再生紙	数量	上質紙	数量	カラー用紙	数量	封筒	数量
A4	10	A4	0	A4	0	角2	1
A3	3	A3	0	A3	0	長形3	0

6. 貴ユニット内で実験、研究用薬品 (毒劇物・PRTR試薬) を使用していますか。〇を入れて下さい。(注: 実験・研究用の薬品使用がない場合は、「なし」へ)

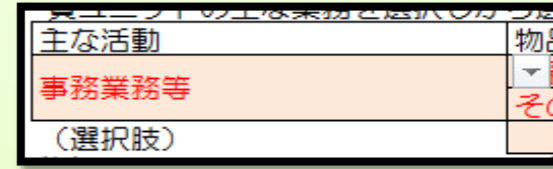
実験・研究用薬品の使用	該当あり	<input checked="" type="checkbox"/>	→	毒劇物・PRTR試薬を使用している。	使用あり	<input checked="" type="checkbox"/>
	なし				なし	<input type="checkbox"/>

該当する項目をすべて選択してください。

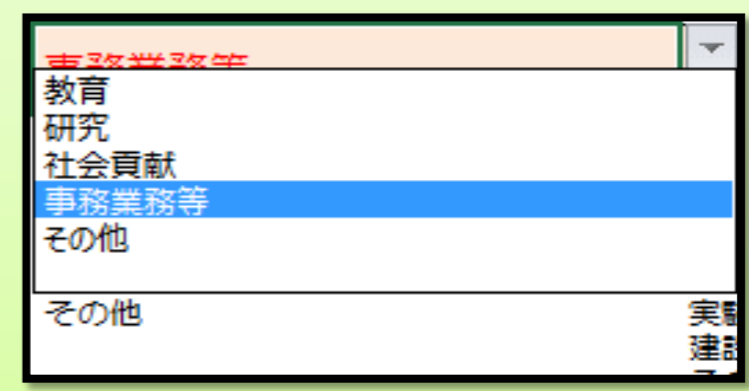
7. 排水処理施設へ生活排水以外を流していますか。〇を入れて下さい。(注: ※手洗い、トイレの洗浄等のみは、「なし」へ) はい (実習・実験で使用した器具の洗浄等) いいえ (手洗い、トイレの洗浄等)

排水	排水あり	<input checked="" type="checkbox"/>	→	実習・実験で使用した器具の洗浄等	排水あり	<input checked="" type="checkbox"/>
	なし				なし	<input type="checkbox"/>

入力枠では、右側に選択▼のマークが出ます。



そこをクリックして該当箇所を選択してください。間違った場合は、「Delete」で削除できます。



8. 貴ユニットで該当する活動詳細（法令）について○を入れて下さい。（注：三重大は、特定事業者、ばい煙発生施設、特定施設、第一種エネルギー管理指定工場です。）

※ 1～7の回答により、該当が予測される活動項目には、左に「該当」と表記していますので、記載個所の参考にしてください。

使用設備名	該当法令名	大気汚染防止法							
燃料がA重油のボイラーの使用	設備あり	→	伝熱面積10㎡またはバーナーの燃焼能力、重油換算50ℓ/時以上を運転している。	左該当あり	→	運用あり	届出あり		
	なし	終了		該当なし	終了	運用なし	届出なし		
ディーゼル機関の使用	設備あり	→	ディーゼル機関（燃焼能力、重油換算50ℓ/時以上）を運転している。 例：直焚冷温水機の運転。						
	なし	終了							

一番左の設問に対して、  
 ★ 該当がある場合は「該当あり」に○をして右の設問に進み同様に繰り返します。  
 ★ 該当がない場合は「なし」に○を記してこの設問は終了です。  
 ★ 下記、法令名以外で該当する法令がありましたら「その他」に記入して下さい。

使用設備名	該当法令名	浄化槽法							
浄化槽の使用 (上浜キャンパス全体として有り)	設備あり	○	→	浄化槽を設置して公共用水域に適正な処理を図り、し尿及び雑排水を放流している。	排水あり	○			
					なし				

使用設備名	該当法令名	水質汚濁防止法							
排水処理施設 (上浜キャンパス全体として有り)	設備あり	○	→	排水処理施設（処理対象人員が500人以下は除く）を設置し公共用水域へ排水している。	排水あり				
					なし	○			
実験・研究用薬品の使用	使用あり		→	実験・研究用薬品を使用し、洗浄施設（流し台）から排水している。			運用あり	届出あり	
	なし	○	終了				運用なし	届出なし	

※ 上の 1～7の回答により、該当が予測される活動項目には、左に「該当」と表記していますので、記載個所の参考にしてください。

使用設備名	該当法令名	大気汚染防止法							
実験・研究用薬品の使用	設備あり	○	→	A重油の消費しボイラー運転をしている。	左該当あり	→	運用あり	届出あり	
					なし	○	終了	運用なし	届出なし
実験・研究用薬品の使用	設備あり	○	→	危険物（火薬類、高圧ガス類等）を貯蔵している。	左該当あり	→	運用あり	届出あり	
					なし	○	終了	運用なし	届出なし
実験・研究用薬品の使用	設備あり	○	→	PCBを保管している。	左該当あり	→	運用あり	届出あり	
					なし	○	終了	運用なし	届出なし
実験・研究用薬品の使用	設備あり	○	→	実験廃液の処分をしている。	左該当あり	○	運用あり	届出あり	
					なし	○	終了	運用なし	届出なし
実験・研究用薬品の使用	設備あり	○	→	共同調理場に厨房施設を設置している。（500㎡未満の事業場に係るものを除く）	左該当あり	→	運用あり	届出あり	
					なし	○	終了	運用なし	届出なし
	なし	○	終了						

以下、同じ作業となります。

使用設備名	該当法令名	土壌汚染対策法							
排水処理施設 (上浜キャンパス全体として有り)	設備あり	○	→	生活排水処理施設（処理対象人員が500人以下は除く）から公共用水域へ排水している。	排水あり				
					なし	○			
実験・研究用薬品の使用	該当あり		→	実験・研究用薬品を使用し、洗浄施設（流し台）から排水している。	排水あり				
	なし	○	終了		なし				

使用設備名	該当法令名	土壌汚染対策法							
特定有害物質関連	該当あり	○	→	A重油の消費をしボイラー運転をしている。	運転あり	→	届出あり		
					なし	○	終了	届出なし	
特定有害物質関連	該当あり	○	→	危険物（火薬類、高圧ガス類等）を貯蔵している。	貯蔵あり	→	届出あり		
					なし	○	終了	届出なし	
特定有害物質関連	該当あり	○	→	PCBを保管している。	保管あり	→	届出あり		
					なし	○	終了	届出なし	
特定有害物質関連	該当あり	○	→	産業廃棄物を排出している。	排出あり	→	届出あり		
					なし	○	終了	届出なし	
	なし	○	終了						

該当

使用設備名	該当法令名	悪臭防止法			
薬品及び研究用危険物の使用	該当あり	→	知事が定めた規制地域内の事業場で規制物質の薬品及び研究用危険物を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	○	終了	なし	終了

使用設備名	該当法令名	振動規制法			
金属製品の製造又は加工	該当あり	→	液圧プレス（矯正プレスを除く）を使用している。	使用あり	届出あり
			機械プレスを使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	終了	
	なし	終了	なし	終了	
せん断機等の使用	該当あり	→	原動機（定格出力が1kW以上のものに限る）を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
ディーゼル機関の使用	該当あり	→	原動機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。但し、非常用を除く。）を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
空気圧縮機の使用	該当あり	→	原動機（定格出力7.5kW以上のものに限る。ただし冷凍機を除く）を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機の使用	該当あり	→	原動機（定格出力7.5kW以上のものに限る。）を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
ドラフトチャンバーの使用	該当あり	→	ドラフトチャンバーの安全を確保する排風機（定格出力7.5kW以上のもの）を運転している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
遠心分離機の使用	該当あり	→	洗濯用脱水を含み（定格出力が3.75kW以上のものに限る。）を使用している。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了
建物の新築・改修工事	該当あり	→	著しい騒音を発生する「特定建設作業」の工事。	使用あり	届出あり
	なし	終了	なし	なし	終了

使用設備名	該当法令名	騒音規制法			
金属加工機械の使用	圧延機械あり	→	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）を使用している。	使用あり	届出あり
			なし	なし	終了
	液圧プレスあり	→	液圧プレス（矯正プレスの除く）を使用している。	使用あり	届出あり
			なし	なし	終了
	機械プレスあり	→	機械プレス（呼び加圧能力が295キロニュートン以上の物に限る）を使用している。	使用あり	届出あり
すべてなし	終了	なし	なし	終了	

使用設備名	該当法令名	騒音規制法				
金属加工機械の使用	切断機あり	→	切断機（といしを用いるものに限る）を使用している。	使用あり	届出あり	
				なし	終了	
	空気圧縮機及び送風機あり	→	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力7.5kW以上、ただし冷凍機を除く）を使用している。	使用あり	届出あり	
				なし	終了	
	せん断機あり	→	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）を使用している。	使用あり	届出あり	
				なし	終了	
冷暖房装置の使用	使用あり	○	冷暖房装置の室外機（原動機の定格出力7.5kW以上）を使用している。	使用あり	届出あり	
				なし	○ 終了	
ドラフトチャンバーの使用	使用あり	→	ドラフトチャンバーの安全を確保する排風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）を使用している。	使用あり	届出あり	
				なし	終了	
建物の新築・改修工事	該当あり	→	著しい騒音を発生する「特定建設作業」の工事。	工事あり	届出あり	
				なし	終了	

該当

使用設備名	該当法令名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律			文部科学省へ報告（財務部）
核燃料物質等の使用	使用あり	→	核燃料物質（ウラン物質）を貯蔵、再処理及び廃棄している。	使用あり	報告あり
				なし	なし

該当法令名

使用設備名	該当法令名	高圧ガス保安法			貯蔵施設の届出（施設部）
高圧ガスの使用	使用あり	→	高圧ガスの消費及び貯蔵（液化窒素タンク）をしている。	使用あり	届出あり
				なし	届出なし

該当

使用設備名	該当法令名	（PRTR法）特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律			排出・移動量の届出（施設部）
第1種指定化学物質の使用	使用あり	→	PRTR試薬（第1種指定化学物質）を使用している。	使用あり	届出あり
				なし	届出なし

該当

使用設備名	該当法令名	指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(SDS省令)							
化学薬品の使用	使用あり	○	事業者は自らが使用する化学品について必要な情報（Safety Data Sheet：安全データシート：SDS）を入手し、化学品の適切な管理に役立てることを周知している。	SDS管理 必要あり	○	SDS周知あり	○	周知年	2014年
				なし		実績なし			

該当

使用設備名	該当法令名	毒物及び劇物取締法			事故発生時の届出（企画総務）	盗難時の届出（財務部）
毒劇物の薬品の使用	使用あり	→	容器に「毒物」（毒物）と「劇物」（劇物）の表示がある薬品を使用している。	使用あり		
			実験廃液を排出している。	排出あり		
				なし	○ 終了	届出あり

SDS(旧 MSDS)は、安全な教育研究するためにも必要です。保管・使用する化学薬品のSDSを取り寄せて、使用者全員に周知をお願いします。

使用設備名	該当法令名	放射性同位元素等の規制に関する法律			使用届け（学術情報部）
放射線同位元素の使用	使用あり	→	放射性同位元素（核燃料物質、核原料物質を除く）と1MeVを超える放射線発生装置の受け入れ、払出し、保管、運搬、使用、廃棄をしている。	排出あり	届出あり
				なし	届出なし

使用設備名	該当法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）			
一般廃棄物の排出	排出あり	○	→	事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しない）を排出している。例：設備、機器	
	排出あり		→	汚泥、廃酸、廃プラスチック類、廃油、廃アルカリ、燃え殻、ゴムくず、金属くずを、ガラスくず、鋳さい、木くず、紙くず等を排出している。	届出あり なし
産業廃棄物の排出	なし		終了		
	排出あり		→	感染性廃棄物、揮発油類等 pH2.0以下の廃酸、特定有害産業廃棄物等を排出している。	届出あり なし
特別管理産業廃棄物の排出	なし		終了		
	使用あり		→	実験用廃液を排出している。	排出あり なし
実験・研究用薬品の使用	なし		終了		届出あり なし
					終了

使用設備名	該当法令名	国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）			
事務用消耗品の購入	購入あり	○	→	独立行政法人等であり、環境負荷低減に資する事務用消耗品等の購入を推進している。	実施あり なし
	なし		終了		

使用設備名	該当法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律			
対象建設工事の発注 (施設部)	発注あり		→	建築物の解体工事が床面積80㎡以上の工事。	届出あり なし
	発注あり		→	建築物の新築、増築工事が床面積500㎡以上の工事。	届出あり なし
	発注あり		→	新築工事等で建築物の新築、増築工事で床面積500㎡以上に該当しない請負代金額1億円以上の新築、増築工事。	届出あり なし
	発注あり		→	建築物以外の500万以上の建築物以外の解体工事又は新築、改築工事。	届出あり なし
	なし		終了		

使用設備名	該当法令名	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）			
事業用パソコンの使用 (指定再資源化製品)	該当あり		→	使用済物品等、副産物の発生抑制、再資源及び再生部品の利用による資源の有効利用をしている。	運用あり なし
	なし		終了		
密閉形蓄電池を部品とした指定製品 (指定再資源化製品) (財務部)	該当あり		→	電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、PC、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン・ファクシミリ装置、電話交換機、携帯電話用装置、ビデオカメラ、電気掃除機、非常用照明器具等を使用し廃棄している。	廃棄あり なし
	なし		終了		
解体工事、改修（修繕及び模様替え）の建設工事 (施設部)	該当あり		→	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を工事現場から搬出する場合、分別並びに指定副産物の破砕又は切断を行った上で、再資源化施設に搬出している。	排出あり なし
	なし		終了		

使用設備名	該当法令名	食品循環資源の再利用などの促進に関する法律			
食品廃棄物等の排出	排出あり		→	年間100t以上の食品廃棄物を排出している。	届出あり なし
	なし		終了		

使用設備名	該当法令名	特定家庭用機器再商品化法			
特定家庭用機器（家電品）を産業廃棄物として廃棄	右廃棄あり		→	ユニット形エアコン（ウィンド形エアコン又は室内ユニットが壁掛け形、もしくは床置き形であるセパレート形エアコンに限る。）を廃棄している。	リサイクル料金の支払いあり 支払いなし
	右廃棄あり		→	テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る）を廃棄している。	リサイクル料金の支払いあり 支払いなし
	右廃棄あり		→	電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気冷凍庫を廃棄している。	リサイクル料金の支払いあり 支払いなし
	なし		終了		

使用設備名	該当法令名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処理法（PCB法）			
PCB使用機器 (施設部)	保管あり		→	PCB廃棄物を保管している。	届出あり 届出なし

汚泥  
廃酸

該当	使用設備名	該当法令名	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例
	一般廃棄物	廃棄あり	○ → 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しない）を排出している。例：設備、機器
	産業廃棄物	廃棄あり	→ 汚泥、廃酸、廃プラスチック類、廃油、廃アルカリ、燃え殻、金属くず、ガラスくず、鉱さい、木くず、等を排出している。
		なし	終了
	実験・研究用薬品の使用	廃棄あり	→ 実験用廃液を排出している。
		なし	終了

廃棄内容			
選択			

排出する廃棄物を選択してください。

廃プラスチック類  
 廃油  
 廃アルカリ  
 燃え殻  
 金属くず  
 ガラスくず  
 鉱さい  
 木くず  
 その他混在

該当	使用設備名	該当法令名	津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例
	廃棄物の排出	廃棄あり	○ → 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、廃棄物を抑制し、再生利用等で減量に努めている。
		なし	終了

該当	使用設備名	該当法令名	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
	エネルギーの使用及び消費	消費あり	○ → エネルギー（電気、ガス、重油等）を使用及び消費している。
			→ エネルギー使用原単位の前年度比1%削減を目標とする省エネ計画の策定をしている。

該当	使用設備名	該当法令名	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
	エネルギーの使用及び消費	消費あり	○ → エネルギー（電気、ガス、重油等）を使用及び消費している。
			→ 京都議定書を受け、温室効果ガスを1990年比6%の削減を達成するため毎年度、文部科学大臣に温室効果ガス排出量を報告している。

該当	使用設備名	該当法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（旧：フロン回収破壊に関する法律）		
	第1種特定製品の使用 エアコン・冷凍冷蔵庫の使用	あり	○ → フロン類を冷媒として使用する業務用のエアコン、冷蔵機器、冷凍機器、カーエアコン等の設備及び機器を排出している。全ての第一種特定製品について、製品の外観確認等「簡易点検」を3か月に1回以上実施しなければならない。		
				業務用	○ → 簡易点検の実施あり
				家庭用	終了
	なし	なし	終了		

該当	使用設備名	該当法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
	事業者の責務（努力義務）	責務あり	○ → 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を積極的に公表している。
	人材認定等事業の登録	登録あり	→ 環境保全に関する知識及び指導を行う能力を有する者を育成し、認定する事業及び環境教育に関する教材を開発し、主務大臣に申請登録をしている。
		なし	終了

公表の実績あり	
なし	

申請の実績あり	
なし	

該当	使用設備名	該当法令名	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進（環境配慮促進法）
	環境報告書の作成	責務あり	○ → 国立大学法人 三重大学（特定事業者）として事業年度ごとに環境報告書を作成し、公表している。

公表の実績あり	
なし	

該当	使用設備名	該当法令名	高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
	新築・改修工事	工事あり	○ → 廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、移動等円滑化経路、標識、案内整備、案内設備までの経路等をバリアフリー化の基準に適合させ工事している。
		なし	終了

基準適合の実績あり	
なし	

該当	使用設備名	該当法令名	消防法及び火災予防条例
	建物	該当	○ → 防火対象物（学校）である。
	危険物の使用	第1～3類 使用あり	○ → 第1類～第3類を指定数量以上、貯蔵又は取扱っている。
		第4～6類 使用あり	○ → 第4類～第6類を指定数量以上、危険物屋内貯蔵所、ボンベ庫、重油地下タンクで貯蔵又は取扱っている。 ※ 第4類とは、1)特殊引火物（ジエチルエーテル、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素等）2)第1石油類（ガソリン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メチルエチルケトン等）3)アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール等）4)第2石油類（灯油、軽油、ナシレン、酢酸等）5)第3石油類（重油、ニトロベンゼン、エチレンジリコール、グリセリン等）6)第4石油類（ギア油、シリンダー油、潤滑油等）7)動植物油類（アマニ油等）
		なし	終了

左該当あり	○ →	届出あり	
なし	終了	なし	

左該当あり	○ →	貯蔵所等の設置・変更	
なし	終了	届出あり	

参考に、危険物の第4類を記載しています。

該当

使用設備名	該当法令名	三重県生活環境の保全に関する条例					
自動車の使用	使用あり	→	自動車が停止及び駐車する時は原動機を停止している。				
	なし	終了					
駐車場の管理	管理あり	→	利用者が自動車を駐車する場合は原動機の停止を周知している。	周知あり			
				なし			
ばい煙施設	施設あり	→	伝熱面積8㎡以上10㎡未満のボイラーを運転している。	運用あり	→	届出あり	
				なし		なし	
ばい煙施設	なし	終了					
	運転冷暖房装置の送風機の使用	使用あり	→	空気圧縮機、冷暖房装置の送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上）を使用している。	左該当あり	→	届出あり
なし					終了	なし	
冷暖房機及び冷却塔、冷房能力が104,000KJ/時（電力量、約30KW（28.9KW）以上を使用している。				左該当あり	→	届出あり	
				なし	終了	なし	
ディーゼルエンジン（非常用を除く）、原動機の定格出力が7.5kW以上を使用している。				左該当あり	→	届出あり	
				なし	終了	なし	
圧縮機、原動機の定格出力が7.5kW以上を使用している。				左該当あり	→	届出あり	
				なし	終了	なし	
なし	○	終了					

その他（上記以外で、貴ユニットで該当する法令がありましたら教えてください。）

--

該当するすべてに、数字を記入してください

9. 貴ユニット内で環境に関する資格者がいる場合、人数を記入してください。なお、項目にない資格は「その他」に記入して下さい。

資格名		人数	資格名		人数
国家資格	技術士（文部科学省）		民間資格	エコピープル（東京商工会議所）	
	技術士補（文部科学省）			3R検定（3R検定実行委員会）	
	環境カウンセラー（環境省が実施している登録制度）			樹木医、樹木医補（日本樹木医会）	
	土壤環境監理士（社団法人 土壤環境センター）			公園管理運営士（財団法人 公園緑地管理財団）	
	獣医師「免許」（農林水産省）			ピオトープ管理士（日本生態系協会）	
	農業改良助長法 普及指導員			森林インストラクター（社団法人全国森林レクリエーション協会）	
	林業普及指導員			グリーンセイバー（NPO法人 樹木・環境ネットワーク協会）	
	水産業普及指導員			生物分類技能検定（財団法人 自然環境研究センター）	
	エネルギー管理士			環境マネジメントシステム審査員（社団法人 産業環境管理協会）	1人
	エネルギー管理員			検査分析士（NPO法人 分析産業人ネット）	
	計量士 一般計量士			家畜商「免許」（都道府県）	
	計量士 環境計量士（濃度関係）			狩猟免許「免許」（環境省から都道府県へ委託）	
	計量士 環境計量士（騒音・振動関係）			農業機械士（都道府県の技能認定）	
	油濁防止管理者			家畜人工授精師免許「免許」（都道府県）	
	有害液体汚染防止管理者			農業管理指導士（都道府県）	
	公害防止管理者（水質、大気、粉じん、ダイオキシン類、騒音・振動）		総括畜産コンサルタント（社団法人 中央畜産会）		
	臭気判定士				
	原子炉主任技術者（経済産業省）		国家資格	衛生工学衛生管理者	
	核燃料取扱主任者（経済産業省）			衛生管理者（第一種・第二種）	
	特別管理産業廃棄物管理責任者			清掃作業監督者	
	廃棄物処理施設技術管理者			空気環境測定実施者	
	ボイラー・タービン主任技術者免状（第1種、第2種）			防除作業監督者	
	建築物環境衛生管理技術者			統括管理者	
	貯水槽清掃作業監督者			空調給排水管理監督者	
	ダクト清掃作業監督者				
	排水管清掃作業監督者				
	水質検査実施者				
	病院清掃受託責任者				
	浄化槽管理士				
	浄化槽技術管理者				
浄化槽検査員					
浄化槽清掃技術者					
浄化槽設備士					
作業環境測定士（第一種、第二種）					
環境衛生監視員					
環境衛生指導員					
			その他：		